

近世灌漑水利に關する一・二の史料

——河内国大和川右岸地方の場合——

津 川 正 幸

目 次

- 一 は し が き
- 二 大和川の転鑿
- 三 用水管理の沿革に關する史料
 - (1) 用水施設及施設を廻る水論
 - (2) 管理組織及組合規約
 - (3) 用水分配
- 四 あと が き
- 一 は し が き

我が國の農業について見る時、農耕地の半分は水田でしめられてゐる。田地は水と結びついてはじめてその意味をもち、用水灌漑の便、不便が田の性質を決定し、農産物の收穫を左右す

近世灌漑水利に關する一・二の史料（津川）

る。それ故に農民が水を廻つてはらつた努力は並大抵のもてはなく、各地方に多種多様な水利慣行が残存している。

日本農業をよりよく理解する為には、それを發展させ或は停滞させている主要な要素が水にある事をしりつゝも、慣行的な水と土地の結びつき方の實際を容易に明らかになしえない。その理由は、水利慣行が封建的性情を残存し、これを明らかにする為の唯一の手がかりである關係文書が水論文書として今尚水利の利害關係に緊密なつながりをもつてゐる為、口伝で伝へられたり、非公開の文書として入念に保存されてゐる為である。

扱、幸ひにして昭和廿九年二月以来、關係諸氏の御好意により、河内国大和川筋、石川大乘川筋、寝屋川筋、鴻池新田等の近世灌漑水利關係史料に接する機会が与へられた。これらの史料を体系だつたものに纏めてみようと思つたが、史料蒐集及そ

の他の点で色々の不備・困難に出逢ひ、荏苒日を送つて今日に及んでいる。かかる次第でこゝには河内国大和川筋右岸地方の水利史料の二、三を紹介し些かの私見を加へたいと思う。

尚この調査研究は先に京都大学教授山岡亮一先生の御指導により旧大阪府農業委員会に於て計画実施中の大阪府下水利慣行調査の一端を御手伝した際の所産である。ここに御指導、御便宜をはかつて下さつた山岡先生はじめ農業委員会伊東局長、桜井次長並に古文書の閲覧を心よく御許し下さつた関係の方々に御断りと御礼を申上げ、且つ今後共関係史料の所在について御助力下さらん事を御願申上げたいと思う。

二 大和川の転鑿

河内国は五畿内の南西部に位置し、北は淀川南は大和川の二大川を有し、北河内中河内南河内の三郡を包容して面積四十二方里余の地域である。従つて河内一円の農業灌漑用水は北部は淀川寝屋川及平野川下流にその水源を求め、南部中部は往古狭山池懸りの村も有つたが石川大和川を主なる水源としていた。現在見られる大和川の流れの方向は宝永年間の附替によつて得られたもので附替以前の旧大和川は、源を大和磯城郡、山辺郡

に發し山間部を出て河内平野に入り南河内の舟橋村に於て、南方蔵王峠に源を發し東条川梅川佐備川飛鳥川を合せて下る石川と合流し、これより方向を北西に転じて曙川村東弓削に至つて長瀬川、玉串川に分流し、本流である長瀬川は八尾久宝寺の間を流れ森河内を過ぎ玉串川を合流し再によつて平野川を合せ京橋を過ぎて淀川に流入して⁽¹⁾いた。

右の様に大和川は摂津、河内を南北に縦断しかつては劍先船柏原船でしられる舟運の便によつて大阪周辺諸村落間に財貨の交流を促しこれら近隣諸村落の農業生産に及ぼした大阪の經濟發展の影響は多大なものがあつた。

亦他方淀川と大和川の中間部にある新開池深野池の沼沢地帯を中心として大和川の水の処理に関する問題は古来より為政者にとつて一大關心事であつた。

農業用水のみについて見ても、その水源の不安定な事と度々の水害によつて流下された山間部の砂壤土よりなる田地は亦度々の旱天になやまされ、水損場であると同時に旱損場であるといふ様な現象を呈し、水害防止と用水確保の対策が交互に取られなければならなかつた。この様な大和川流域の土地柄と水の關係はその不安定さの故に棉作發達の主要な条件となつた程⁽²⁾

で、従つてこゝに於て見られる水利慣行の内容も用水確保にかゝるものである。此様な水利慣行を明らかにするには大和川附帯以降に於ける慣行の形成過程を見れば略々その目的が達せられるであらう。

而して先づ大和川の水利を見るに當つては大和川附替前後の事情を明らかにしなければならない、もともと緩かな傾斜をもつ大和川は水害の危険を多分に有し、加ふるに中流部に深野池の様な沼沢地帯もあり、北方より淀川の影響をうけて、淀本流の増水は直ちに大和川の湛水害を増大した。今近世初頭慶長年代より附替直前の元禄年間に至る大和川水害の事歴(3)の主要なものを掲げると、

- (一) 慶長十三年二月 洪水 八月畿内洪水七十年来の災害
- (二) 元和六年五月 大和川洪水柏原村堤防決潰荒蕪せる田畠二万千四百石
- (三) 宝永十年八月 大和川石川洪水柏原村堤防三百間、船橋村三十間、国府村五十間決潰柏原村人家五十軒流壊死亡百三十六人田圃二万石荒蕪す
- (四) 宝永十二年春洪水 国分・船橋・柏原・弓削・堤防破損
- (五) 宝永十五年 吉田川堤防決潰

近世灌溉水利に関する一・二の史料(津川)

(六) 慶安二年 久宝寺川筋八尾木村の堤一ヶ所決潰

(七) 承応元辰年 吉田川堤防一ヶ所決潰

(八) 延宝二寅年 玉櫛川・菱江川・吉田川・深野池及新開池

表堤切レ共三十五ヶ所

(九) 延宝三卯年 玉櫛川筋菱江川・吉田川・深野池及新開池

表堤切レ共十九ヶ所

(十) 延宝四辰年 玉櫛川筋菱江川・吉田川・深野池及新開池

表堤切レ共五十ヶ所

(十一) 天和元年 玉櫛川・菱江川筋堤切レ六ヶ所

(十二) 貞享三年 大和川大洪水

右の様に屢々の水害に見舞はれ農民のみならず幕府に於いても重大なる關心事であつた事は既に記した通りで大和川沿岸の一部農民の間では明暦三年に大和川川違の要請がなされてゐる。即ち河内郡今米の豪農川中九兵衛、芝村庄屋乙川三郎兵衛等による計画がそれである。然しこの計画は成功を見ずして終つた。天和三年には若年寄稲葉正休を中心とし、河村瑞賢を含めての調査隊によつて淀川・大和川の巡視を行ひ、水源池・河口の調査が進められた。その結果、治水方針が河口浚泄に定まり、安治川の新開を見たが、大和川瀬替については何等なされ

近世灌漑水利に関する一・二の史料（津川）

100

る所がなかつた。

貞享三年に至り、この年に起つた大和川の大洪水は久宝寺・玉櫛・菱江・恩智川等の堤防數ヶ所を決潰し、運ばれた土砂によつて深野新開両池は埋もれ、本田より隆起するが如き事態が出現した。

この様な絶えざる災害に罹災した結果は、一部農民の間に再び大和川附替の要請をうながし、明暦の先人の遺志を継ぐ者の出現を見た。即ち川中甚兵衛がその人であつて、彼の治水計画が元禄十六年に至り代官万年長十郎によつて幕府へ推奨具陳されるに及び漸く大和川附替の儀が採用されるに至つた。⁽⁴⁾

然し川連施行は決して平穩順調にはこぼれたのではなく新川筋に予定された北岸の志紀・丹北・住吉三郡の農民より猛烈な反対運動がなされた。

即ち一方では、「此度者川附ヶ替り申候と奉存川床之百姓先祖ヨリ取持之田地川ニ成候得者渴命ニはなれ乞喰ニ罷成候然上永世無益と思詰自害仕死申候百姓も御座候狂乱仕候百姓ハ多ク御座候」⁽⁵⁾とあり、他方では「河州撰州両国之百姓夥數罷出訴訟申上……御奉行様御近所者千万人共數を不知相詰申候、大阪御城下ニ而大キ成騒動致させ候者」⁽⁶⁾まで出る始末であつ

た事が記されている。

かゝる反対は川連施行前のみならず、工事施行中にも屢々行はれ、「浅香山の狐」なる民間信仰の対象をかつき出し、「神の怒り」と称して工事妨害を行つた事が伝承されている。扱この項の最後に川連事業に関しては文字通り反古になつたものであるが川連反対文書の内代表的な一例を参考までに掲げておこう。

(資料 一)

乍恐川連迷惑之御訴訟⁽⁷⁾

河州志紀郡百姓

同国丹北郡百姓

撰州住吉郡百姓

一 河州河内郡之内百姓従先年 御江戸江籠下り大和川石川落合々西江川連被為仰付候得者御公儀様御為宜ク撰州河州惣百姓茂奉願候旨累年御訴訟申掠候由依之四拾余年以前々度々御奉行様方御見分被為成毎度惣百姓迷惑仕候其上諸事通用茂難成困窮仕難儀千万ニ奉存候御事

一 大和川と申候者大和河内撰津三ヶ国ニ渡り申大河ニ而御座候ニ付地形ニ随ひ往古々自然之川ニ而順々ニ流下り申候処唯

今川違被為仰付候得者横川ニ罷成候ニ付三ヶ國惣百姓難儀共
多ク出来可仕と奉存候御支

一 河内国境内者南ハ山ニ而地形南高ニ御座候夫故川々共大小
共ニ往古ノ自然ニ北江流下リ申候然所東西横川ニ罷成候得者
新川ノ南西ハ南山長野谷紀伊国境ノ天野山竹山平尾山其外平
地之悪水夥敷出申ニ付絵図ニ書上ケ申通大乗川狭山東川同西
川其外数多之并路川ニ余リ田地一面ニ水押下リ人馬之通無御
座事年中ニハ度々御座候然処北者新川堤ニせかれ西ハ狭山東
川同西川堤ニせかれ其外地形西高ニ御座候得者右之悪水ニ而
新川南西ニ何万石水場出来可仕茂難計奉存候其上舟橋村北条
村大井村沼村太田村若林村河辺村城蓮寺村池之内村芝村油上
村右拾壹ヶ村ハ水底ニ罷成退転可仕と奉存候御事

一 新川ノ北之村々者狭山池水並南山ノ之悪水其外溜池共御座
候而御田地養ヒ申候処ニ溜池共新川床ニ罷成候茂御座候其外
新川ニ隔リ申候得者右之用水取可申様無御座日損場大分出来
可仕と奉存候御支

一 丹南郡丹北郡住吉郡其外池水ニ而御田地養ヒ申村々ハ凡高
壹方石ニ而三千石斗池床ニ罷成候然処川下若江郡渋川郡二者
池と申事ハ無御座候川水ニ而御田地養ヒ来リ申候然者今度川

違被為仰付候得者高壹万石ニ而三千石斗御本田御つぶし池床
ニ不被為成候而者年々日損可仕と奉存候御事

一 川違被為仰付候得者深野新開其外古川床ニ新田大分出来仕
候様ニ言上仕候由及承候他領之儀ニ御座候へハ委細ニハ改見
不申候得共元來纒之場所ニ而御座候其内を井路川ニ引申候得
者弥少分之儀ニ御座候結句新川床ニつぶれ申御本田程茂新田
出来仕兼可申と奉存候其外若江郡渋川郡村々ニ新池出来仕候
者此池床も大分之儀ニ可有御座候御事

一 大和川者地形ニ随ヒ往古ノ自然之川ニ而御座候ニ付川床高
ク罷成候而茂堤破損さへ不仕候得者御田地之つかへ無御座候
若川違被為仰付候得者横川ニ罷成候故年々川床埋リ申程御田
地つかへ次第ニ水損場多ク罷成候堤破損仕候ハ、御田地損亡
ハ不及申上人命危ク奉存候御支

一 大和河内在々大坂ノ糟鰯材木其外諸色大和川を船ニ而運送
仕候又大和河内兩國ノ竹木等筏ニ而下シ俵物諸色者大坂ノ上
リ申船ニ積下シ申ニ付自由ニ耕作仕候処川違被為仰付候得者
兩國之迷惑者不及申上大坂荒人迄勝手悪敷可有御座候と奉存
候御事

一 住吉手水橋者大坂堺其外紀州海道ニ而御座候柏原表河邊村

近世灌溉水利に関する一・二の史料（津川）

之上ハ大川筋ハ伊賀伊勢大和筋江之往還ニ而御座候又瓜破村之筋者高野海道ニ而其外小道者余多御座候新川横ニ付申候ハ、往米之諸人難儀可仕候御事

一 新川筋かうはい壱町四寸下リニ積リ申候而者狭山東川ハ西地形殊外高ク御座候就中瓜破村杉本村山之内村遠里小野村領内ニ而ハ四五丈茂御堀不被為成候而者水下リ申間敷と奉存候然者此堀土ニ而茂御田地大分費可申と奉存候御事

一 狭山東川ハ東舟橋村迄壱里半之間地形殊外低ク御座候此分者堤夥敷御築を不被為成候而者川かうはい取合申間敷候此土取場近在ニハ無御座候御事

右之通川違被為仰付候得者三ヶ国ニ難儀之村々夥舖御座候処還而惣百姓勝手能悦申様ニ偽リ申上候故四拾余年以來数度御見分ニ付御傍示筋村々百姓御沙汰斗ニ而茂諸事通用不自由ニ而中々困窮仕候若川違被為仰付候得者新川床村々者一所懸命之御田地ニはなれ及喝命申候故失凶方歎きかなし申処ニ式拾壹年以前亥年稲葉石見守様彦坂菅岐守様大岡備前守様川違筋御見分御傍示杭木水盛迄相究メ候上段々御談儀被為成御為ニ不罷成其上数郡之惣百姓迷惑至極ニ罷成候段御間届被為極御傍示不殘御拔捨川違ハ永々被為仰付間敷旨被仰付普百姓安堵仕難有奉存罷在

候然此度又川下百姓之内ハ川違奉願堤御奉行様方先年之御傍示筋御見分被為成候ニ付村々惣百姓奉驚失凶方歎キ悲ミ迷惑至極ニ奉存乍恐御訴訟申上候被為聞召上如先規安堵仕候様ニ被為仰付被下候者普百姓難有可奉存候 以上

元禄十六年末五月

三郡三十二ヶ村

御奉行様

かゝる反対ものかわ、宝永元年二月十五日には改流工事に着手し、柏原村・船橋村の中間より堺浦に至る延七千九百二十間、川幅百間の新川筋とこれに平行して南堤下に悪水落堀を設ける一大工事は川辺村以東を公儀普請場とし同村以西を御手伝普請として姫路城主本多忠邦を当らしめたが、工事なかばに彼の死去にあひ、為に新たに御手伝諸侯を任命し、川辺村より城蓮寺村間千三百八十間を岸和田城主岡部宣純に、城蓮寺村より庭井村間千三百八十間を三田城主九鬼隆雄に、庭井村より浅香谷間千三百八十間を明石城主松平直常に担当させ、残る西除川、大乗川の切違十三間川の修築、江堤への芝伏せ等の附随工事を大和高取城主植村家貞、及び丹波柏原城主織田信恒をあたらせ、工事費用総額七万一千五百参両余を費やし、同年十月十三日石川大和川の水は西へ堺浦に流れるに至つた。⁽⁸⁾

扱かくのごとく短期日の中に大和川瀬替の功はなつたが、先に揚げた川違反對文書十一ヶ条に目を通すと、表現されている内容は新規事業によつて旧慣行はすてられ、用水確保に対する不安ひいては生命への不安のべられていて、時こそ異なるが近藤博士が農業水利調整令の公布理由を裏付け、結論して、

「用水を得るか否かは農業生産を左右し農民の生命それ自身の再生産に関するが故に、速く封建時代より伝へられ、部落根性を形成し、農民に我執強き性格を附与しているものである」とのべておられる事がそのまゝあてはまる事で、旱害、水害におびやかされ、その根本原因を示され、自覚しつゝも、之を改善し、予防除去する為の新規の事業に対しては懐疑的であつて、現行の秩序が已に不利益であらうと、これに代る新しい秩序にはそれが仮令いさゝかでも有利に変わるとも、圧えつづられた経験から割出した、あきらめとうたがひと不安をもつ故に排他的であり、保守的な我執を主張し、反対態度をとるに及んだものであらう。

而して今日に於いても水利慣行が水害、旱害の応急的、恒久的な処置施設に対して屢々障害となり勝である。なほさら祖法墨守、新儀停止の固定的世相にあり、しかも一度固定化すると

近世灌溉水利に関する一・二の史料（津川）

容易に事情の変化に応じ難い体制の下にあつて、大和川附替の大事業を遂行し、農業生産、水利慣行等の上に新秩序をうちたてた事は細部に亘つては功罪相なかばする所があつたとしても広く経済発展に寄与したところ大なるものゝあつた事を認めなければならぬ。

尤も封建時代にあつたればこそ、水利のみならず諸事が封建領主の嚴重な統制と干与の下にその秩序が保たれていた故に、かゝる大事業も遂行しえたものであるともいへる。

註

- (1) 井上正雄氏 大阪府全志 卷之四
- (2) 古島・永原氏共著 商品生産と寄制地主制
- (3) 前掲大阪府全志卷之四

尙原史料として、中敬三氏所藏文書に左記のものあり
堤切所之覺

- 一、五十年前寅ノ年吉田川筋堤切ヶヶ所
- 一、三十六年前辰ノ年吉田川筋堤切ヶヶ所
- 一、十四年前寅年玉櫛川筋菱江川吉田川深野新開表堤切三十五ヶ所
- 一、十三年前卯ノ年玉櫛川筋菱江川吉田川深野新開表堤切十九ヶ所
- 一、十二年前辰年玉櫛川筋菱江川吉田川深野新開表堤切十ヶ所
- 一、七年前酉ノ年玉櫛川筋菱江川表堤六ヶ所
- 一、五年以後亥ノ年玉櫛川筋菱江川吉田川表堤切七ヶ所

近世灌溉水利に関する一・二の史料（津川）

一〇四

一、去ル寅年玉櫛川筋菱江川表恩知川表堤切三ヶ所右之外内堤之切所数ヶ所御座候

一、三十八年以前久宝寺川筋八尾木村堤切壹ヶ所

一、去ル寅年久宝寺川荒川村堤切壹ヶ所

右八十四年以前寅年洪水ニ玉櫛川之川口法善寺前二重堤流失川口広ク罷成申故如此切所出来仕殊ニ新開深野悉埋リ本田ノ高ク罷成悪水も一因落不申亡所ニ罷成迷惑仕候度々申上候通先年之ことク二重堤被為成其上放出新川御堀通シ被為成吉田前今津前御閑留徳座井路を切抜禰屋川恩知川之水通シ被為成田地悪水は徳座井路北方ニ繞ニ新井路御立今福ニ而なまずへ井路へ落し申様ニ奉願候云々

貞享四年卯四月七日

(4) 大阪府農地課編 大阪府農地改革史

(6) 柏原町 畑中真吉氏所藏文書

(7) 京都市 柏原仁兵衛氏所藏文書

(8) 前掲 大阪府全志 卷之四

三 用水管理の沿革に関する史料

(一) 用水施設及施設を廻る水論

扱以上の如く大和川瀬替の問題に反対態度を示した新川筋三那の農民も一度この瀬替工事が決定的な事と知れた時、彼等の関心は新川川敷に召上られた田地の代地の要求と大乗川をはじめ

めとし狭山東西兩除川の中断及び大小の池の濁水によつておこる用水に離れた田畑の水を如何になすべきかとの問題であつた。その対策としては当然の事であるが新川堤防への用水樋の取付であつた。

三那農民は時をうつさず用水樋の伏込を願出たのであるが、新川筋下流村々に於いても元禄十七年にはその要求がなされてゐる。

(資料 二)

乍恐用水樋御願申上候⁽¹⁾

一、河州丹北郡東瓜破村領今度新川御普請ニ付溜池三ヶ所御用地ニ被為召上候依之残ル御田地用水かゝり無御座候ニ付新川北堤ニ用水樋四ヶ所御願申上候

字ふたひ井路筋

一樋 内法七寸四方

板厚
鳥計立

壹つ

字象ぼし田井路筋

一樋 内法七寸四方

壹つ

右式ヶ所之樋高四百五拾石余之用水樋ニ願申候只今迄ハ新池寺池式ヶ所溜池用水其上狭山水ニ而養来り申候此池川床ニ被為召上候右之御田地ハ地形高き場所ニ而外より用水少も無御座候

ニ付此樋を川水撿取御田地養申度奉存候御事
字井戸かまて井路筋

一樋 内法八寸四方

壹つ

右ハ東瓜破村領之内ニ而ひきゞ場所ニ而御座候ニ付末之ひき
ゞ御田地へハ新川用水かゞりニ罷成何方迄も水下り可申と奉存

御願申上候御事

字長津池かゞり樋

一樋 内法壹尺貳寸四方

壹つ

右ハ溜池用水込樋ニ而御座候此池高四百石余地形高き場所ニ
而外ゞ少も用水無御座候乍恐込樋御伏被下候様ニ奉願候

右之通東瓜破村之儀ハ溜池三ヶ所御用地ニ被為召上此池法御

田地之分ハ用水之便り少も無御座候ニ付用水樋四ヶ所御願申上

候御了簡之上乍恐御普請々以前ニ樋御伏込被為仰付被下候ハ、

普百姓難有可奉存候 以上

元禄十七年申四月

かくて宝永元年十一月大和川附替工事完成以前に用水樋の伏
込がなされたものと思はれるが新川堤に設けられた用水樋、樋

立会村数は次の通りである。即ち(別表一参照)

築留堤

近世灌溉水利に関する一・二の史料(津川)

一番樋 長二十七間 内法四尺五寸四方

二番樋 長二十七間 内法四尺四寸

三番樋 長二十三間 内法三尺五寸四方

以上築留組 宝暦年間 八十八ヶ村立会

享保七年 七十五ヶ村立会

天保七年 七十八ヶ村立会

青地樋 長十九間 内法二尺五寸四方

宝暦年間 二十八ヶ村立会

享保七年 二十一ヶ村立会

出口樋 長十八間 内法壹尺六寸四方

享保七年 二十一ヶ村立会

(但し青地樋用水井路へ合流)

沼村領内 東うらの樋 長十八間 内法壹尺四方

太田・沼・小山三ヶ村立会

太田村領内 待井樋 長十九間 内法二尺四方

宝暦八年 七ヶ村立会

享保七年 六ヶ村立会

享保七年 六ヶ村立会

享保七年 六ヶ村立会

近世灌溉水利に関する一・二の史料（津川）

榎木本樋 長十八間 内法二尺四方

宝曆八年 七ヶ村立会

享保七年 六ヶ村立会

川辺村領

ろくろう樋 長十七間 内法一尺四寸四方

享保七年若林、川辺、長原三ヶ村立会

いや山樋 長十六間 内法一尺三寸四方

享保七年川辺、長原村立会

笠守樋 長十七間 内法一尺二寸四方

享保七年 八ヶ村立会

西樋 長十八間 内法二尺五寸四方

享保七年 七ヶ村立会

瓜破村領

喜連三ヶ村之樋 長十八間 内法一尺七寸

(狹山東除川筋)

等々、拾数隻の用水樋が伏込まれた。

これらの用水樋は一村限りのものは殆どなく多数村落の立会

樋であつた。従つて用水樋の代銀は各立会村々の高によつて負

担されていたらしく、太田村領の七ヶ村立会の待井樋、榎木本

樋の例を見れば、

(資料 三)

一 今度新川御普請ニ付村々立会之用水樋奉願則樋目録先達而
差上ヶ置申候通樋代銀之儀高割ニ而何時成共被仰付可被下候
為其村々高書差上ヶ申候

覚

一 高六百六拾四石三斗五升九合 古川武兵衛殿御代官所 太田村

外二五拾四石六斗七升八合新川床堤敷悪水堀潰地ニ成ル

一 高九百七拾七石九斗六升一合 戸田能登守殿御知行地 村

外二四拾七石三斗三升貳合新川床堤敷潰地ニ成ル

一 高百五拾石六斗二升八合 右 同 断 同 村

外二二百三石五斗七升四合新川床堤敷悪水堀潰地ニ成ル

一 高九百五拾六石壹斗六升八合 古川武兵衛殿御代官所 南木本村

万年長十郎殿御代官所 木本村

一 高三百八拾五石四斗六升壹合 久下作左衛門殿御代官所 同 村

一 高貳百四拾八石五斗三升三合 古川武兵衛殿御代官所 同 村

一 高七百九石九斗二升五合 六 反 村

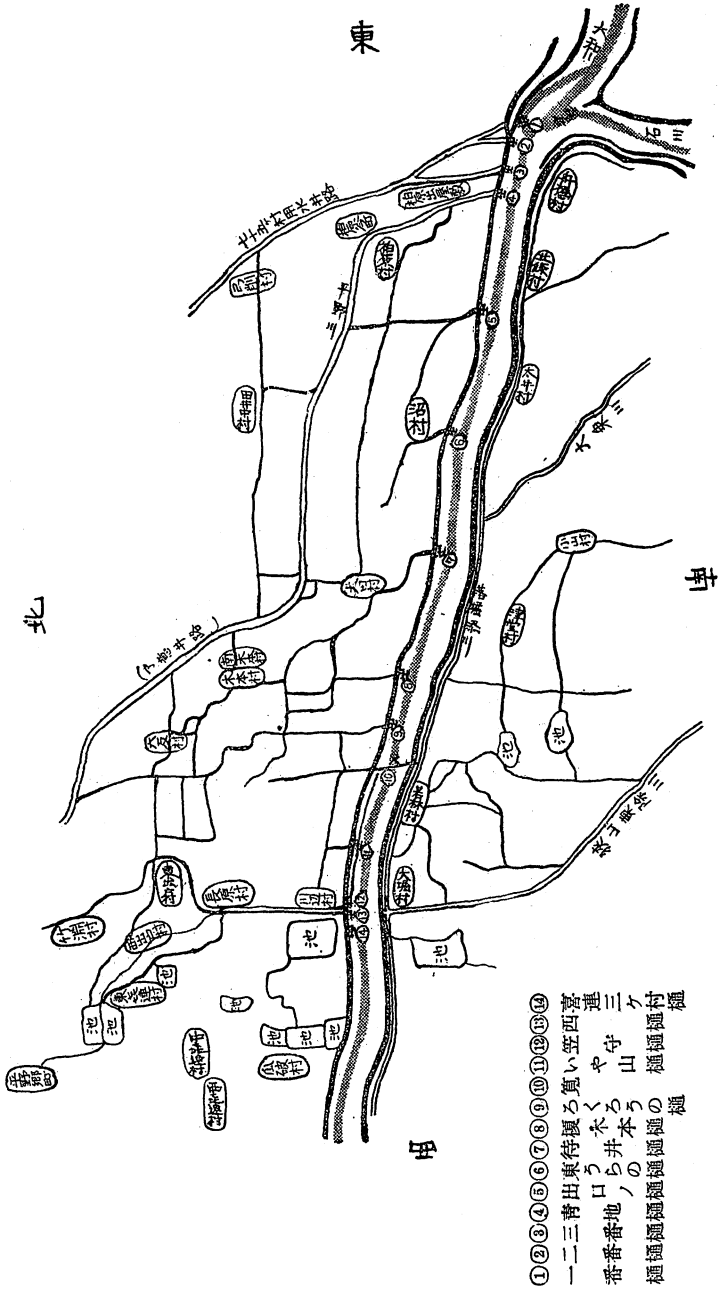
古川武兵衛殿御代官所

一 高七百九石九斗二升五合 六 反 村

近世灌漑水利に関する一・二の史跡(華川)

別表 1 新大和川筋用水樋及井路絵図

(享保7年6月6日村落堀川堰論御裁許絵図之写より作製)



- ① 二番番地ノ樋
- ② 三番番地ノ樋
- ③ 青田ノ樋
- ④ 山口ノ樋
- ⑤ 東ノ樋
- ⑥ 待ノ樋
- ⑦ 辰ノ樋
- ⑧ 丸ノ樋
- ⑨ 笠ノ樋
- ⑩ 西ノ樋
- ⑪ 運ノ樋
- ⑫ 三ヶ村ノ樋
- ⑬ 榎ノ樋
- ⑭ 榎ノ樋

近世灌溉水利に関する一・二の史料（津川）

久下左衛門殿御代官所

一 高千三百三拾壹石四升三合

長原村

古川武兵衛殿御代官所

一 高九百拾九石式斗六升三合

出戸村

松平若狭守殿御知行所

一 高五千六百拾九石二斗一升五合

平野郷町

高合一万一千九百六拾二石五斗五升四合

宝永元年申七月

庄屋、年寄印

古川武兵衛様

右の様に用水施設費も各村の負担能力を考慮してか、用水利用水高によらずして村高によつて配分負担された様である。

扱何れの用水樋も数ヶ村立会の樋であり、同一樋組に加わっている村々は用水不足をきたし勝の土地柄であつた。中でも築留樋組に懸つていた立会の村々は水下六ヶ郡に亘り旧長瀬川筋（西井路筋）と旧玉櫛川筋（東井路筋）の殆んどの村を灌溉していた。その範圍は若江郡三十七ヶ村、波川郡二十三ヶ村、志紀郡三ヶ村、河内郡四ヶ村、大泉郡六ヶ村、高安郡十一ヶ村に及んでいた。

しかし何分にも広範な地域の用水であり、それだけに樋内法も大きく取られてはいたが、下流村々に至れば下小坂村、新家

一〇八

村あたりに於いては「築留七十五ヶ村組合樋を道法三里余川下にて、用水入用の節ハ水曾而下シ不申」⁽⁴⁾、「古大和川筋用水井路御座候得共、三里川上築留を来り候者、少々之旱魃ニ而も用水一切下リ不申」⁽⁵⁾との状態で年々歳々に水不足になやまされ、それ故樋元に於いても元閼、横閼を普請し、一滴でも多くと用水の確保をはかつた為、すぐ下流の旧平野川を用水井路とし二十数ヶ村立会の青地樋組との間に屢々用水施設を廻つて水論を起している。

この築留組と青地組との間にあらそわれた水論はしからばどの様なものであつたか、

右の問題に関しては次にあげる二つの史料によつてその全貌が明らかとなるであろう。

即ち宝曆十年築留水尾堀砂閼御裁許写⁽⁶⁾と同十三年築留青地分水裁許書写⁽⁷⁾の二つであつてこの古文書は以後度々の水論に當つて築留、青地両樋組關係諸村より屢々証拠文書として近年に至るまでその都度持出された所のもので（資料四）に於いては築留樋組七十六ヶ村より用水確保の為、築留組用水樋三隻の樋前に元閼五間乃至十間、砂閼三十間乃至六十間、水尾堀八十間乃至百五十間の施設方を願出た為、隣樋組、青地樋組の不満を呼

起したもので、築留組三隻の樋内法は五尺、四尺、三尺五寸の大樋にて常水で取水した場合、水懸り高五万石について水分高百石に付約十才を得るに對し、川下の青地組二隻の用水樋は内法二尺五寸、一尺六寸樋の為水引高二万三千六百石余について分水は高百石につき三才七分となり、その割合に於いてすでに二対一を上廻るを、その上に元関、砂関、水尾堀等従来よりも大きく設けるならば下流の諸用水樋はもつての外の水不足をきたすであろうと争つたもので、(資料五)は同じく分水についての裁許書である。

要するに用水引取の施設は上流樋組に於いて些かの拡大があつても下流樋組の大問題であつた訳で、用水確保にはらわれた農民の努力と同樋組村落の排他的な集團結合がなされた事が窺はれるであろう。

(資料 四) 前文略

一 河内国大和川筋青地樋組御料私領二十一ヶ村内 西司割村八、双方樋組合ニ付出入之 二十ヶ村内柏原村田井中村答上候者築留組も五ヶ所樋前元関砂水尾堀之儀夥敷願筋二而奉覽候(中略)是を察申所川下江茂流水之節々川中を源へ掘割我儘に右樋口斗へ致込樋流水滞を候積りと奉存候ニ付是又差搦申候築留堤字壹番樋内

近世灌溉水利に関する一・二の史料(津川)

法四尺五寸四方此懸り江堤之内字八尺樋内法五尺四方高井田村領字白坂樋内法三尺八寸四方同所字古白坂樋内法三尺四方此三ヶ所之樋者右壹番樋江水引込候請樋寸敷広御座候元米大和川堤水当場所伏込候三艘之請樋ニ而御座候故是迄瀬堀無之場所と奉存候ニ番樋三番樋千川之節少々之瀬堀之儀者砂々涌出候水を取申迄ニ而御座候(中略)

築留組存寄者大和川石川流水者七拾八ヶ村計之用水と相心得大形之御願申上以外川下差搦申候既ニ近年夏中照統候故青地樋始川下樋懸り用水不足ニ而村々旱損仕候乍恐川下江も用水取村々相統仕候様ニ被仰付被下候様答上之十八ヶ村之者答上候(中略)

五拾七年以前申年大和川御堀立之節時々用水樋多願上候節水引高組合へ樋何ヶ所も被仰付候尤幅百間之大河ニ付樋前に横関等少ニ而も仕候儀不相成候旨其節々被仰渡候ニ付右之趣相守川筋青地樋々々之村々迄不埒之致方仕候村々壹ヶ村も無御座候然処築留組者大和川筋用水樋之上庄一番樋二番樋三番樋有之各大樋内法五尺四尺三尺五寸ニ而御座候水懸り高五万石江割付候得者樋之才高百石ニ付凡十才程ニ相当り候と奉存候青地ハ水引高二万三千六百石ニ青地樋内法二尺五寸井手

口樋一尺六寸四方ニ而御座候此樋才割高拾石ニ漸三才七分ニ
 當リ申候而築留組とハ願負常々之年も早損仕候……既ニ大和
 川一鉢之姿北側低く候ニ付幅百間之川ニ而御座候得共中水以
 下之水者流北側式拾間計之水尾附ニ而築留所々之樋前ニ元關
 砂關合五十間七十間杯關方寄り候得者青地々々之樋用水之
 縁ふつと絶一水も用立不申私共之組合樋者用水皆無ニ相成候
 尤川幅一はい之洪水之節者漸用立可申哉其節者川下村々も永
 雨之時節故用水入不申候(中略)五十七年以前宝永元年川
 違有之候以後築留樋前瀬掘水尾掘砂關等夏川例年仕来候由ニ
 而砂關水尾掘瀬掘名目有之迄ニ而掘閔間數等も無之候享保十
 一年年東井路筋三十三ヶ村用水定書同十九寅年西井路筋五拾
 四ヶ村出入内濟為取替定書夏川人足帳差出シ外ニ體成証扱一
 切無御座候依之、堺御役所江被召出被仰渡候者大和川夏川砂
 關水尾掘瀬掘等仕来候義者有之趣ニ候へ共間數等之正數証扱
 も無之候ニ付難取用候千川ニ成候節古白坂樋前ニ而式分通新
 白坂樋八尺樋前ニ而三分過ニ番樋三番樋前ニ而五分通水尾幾
 筋有之候共勝手宜キ方水尾を一筋三片付元關を堤根々川中江
 八間常水有之内々元關頭並砂關掘留ニ而土俵少シ入三番樋砂
 關者右樋之近辺ニ而延縮日々見斗水尾深淺高下無之所迄水面

が高サ壹尺砂搔上置流幅中央之所ニ而流水五分宛等分ニ致分
 水右搔上砂流不申候程之客水之節者築留組青地組樋守立会砂
 關掘留リ流幅中央之所ニ而双方へ客水五分宛等分ニ引分ケ可
 申候式番樋八尺樋新白坂樋古白坂樋分水者築留組庄屋共之内
 度々相廻リ仕形者三番樋前之格ニ相心得分水定之通甲乙無之
 様に樋守江堅可申付候且亦極干川ニ而流水一滴も無之節水尾
 掘ハ二番樋三番樋前ニ而掘上リ百間八尺樋新白坂樋前ニ而水
 尾路中央江掘付掘上砂者両側ニ等分ニ搔上ケ掘之方江客水少
 も請不申砂關掘留分水之所江不残水落シ候様ニ取計可致候掘
 關仕形之儀者別紙繪図面之通可相心得候青地樋前瀬掘之儀者
 先達而相願候節被付候通弥相心得可申候尤重高成儀致間敷候
 事

右御裁許之趣永無違失可相守候砂川之儀故万一至後年川筋之淵
 瀬格別相替候節者和融仕障無之様掘關致双方可相轄旨被仰渡一
 々承知奉畏候為後証仍如件

宝歴十庚辰年十二月

河州大和川筋築築留組

七十八ヶ村連判

同國同川筋青地樋組

二十一ヶ村連判

御奉行様

(資料 五)

築留青地分水裁許書写

堺御役所へ被召出仰渡ル処ハ大和川夏川砂関水尾掘等仕来リ候
義ハ有之趣ニ候得共其間數モ正敷証拠モ無之候ニ付難相用千川
ニ相成候節古白坂樋前ニテ二分通り(以下資料四文書と同文)
宝歴十三辰十二月

築留樋組八十八ヶ村

庄屋年寄百姓代連署

青地組二十八ヶ村

庄屋年寄百姓代連署

御奉行様

扱築留、青地両樋組間に於ける用水取入口前の元関、砂関、
水尾掘等の施設工事をめぐつての水論は、他の例に見られる所
のものとは些かその様態、性質を異にしていたのではなからう
か、元来この築留青地両樋にはじまる井路筋、即ち旧長瀬川、
玉櫛川、平野川にかゝる用水区域は古い水田地域であつたが、
その当時迄に形成確立されていた用水組織、範圍、分水、配水
法等の諸慣行は個々の一小用水区域に於いては尚残存していた
かも知れぬが樋元即ち用水取入口に関する慣行は大和川瀬替と
いふ新規の工事によつて新たに始まつたものであり、少なくとも

近世灌溉水利に関する一・二の史料(津川)

も新川筋の各用水樋組が同一の条件によつて再出發する事を余
儀無くされたものであるといへるであらう。「農業水利権は慣
行にもとづいて成立する権利である」としばしば言われるほど、
慣行は水利権の成立を基礎づけるモメントとしては、もつとも普
遍的、もつとも一般的なモメントである。このように慣行の持
つ意義が大きいために、慣行の存否は、水利關係の争いにおい
て最も重要な争点のひとつ⁽⁸⁾となつた事は屢々見られるところ
であるが、仮令この場合の様には旧慣行は更新されても我田引水
的な自領中心主義的傾向はかわるものではなく、益々濃厚にな
るのが通常の状態であつて、何事によらず天領地優先の色彩の
強かつた関西地方、とりわけ商都大阪の影響のよく反映された
河内地方においては、株仲間に見られる様な排他的な自己組合
樋中心の傾向がこの場合の水論にもあらわれていたものである
うか、しかし同一用水樋懸りの立会村々の内には天領、私領混
在状態でその中には代官所あり、預り所あり知行所あり、領分
地ありで異なる樋組に同一代官の支配を受ける天領地が夫々に
あり全く錯綜した支配の入組んだ地帯であつた為幕府において
も唯双方の申分のみを聞き、そのみの判断によつて直に判決
は下し得なかつたであらう。亦實際にかゝる用水争論の出入訴

訟は出来うる限りその繁雜な事をさける為に村々相對の内済に処
なすべき事を度々に下知している。

尚今一応兩樋組間の争論の内容を検討すれば、瀬替以後五十
余年宝曆十年には既に大和川々瀬の模様は流下する土砂の堆積
によつて水尾筋は北側に一方に片寄つていたらしく、この水尾筋
に用水必要時に設けられた元関、砂関等の堰は、当時添附書類
として書かれた絵図によりその形状を窺えば、堰の方向は樋の
表裏両端を結ぶ線を延長しその線上より内側に堰の端がある様
設けられ、樋門そのものの状態が樋表口は川上に向つて斜に開
き、樋裏口は堤北側に川下よりに江堤に斜向して伏込まれてい
た為堰の形状は登り堰状をなしていた様である。しかも三隻の
用水樋前に同様の堰を施設するなれば、築留堤は旧川筋を遮断
した箇所であり、水当り場の為これらの樋の含水量はとみに
増大し、従つて川下用水樋の含水量は自から制約される事にな
る。又砂堰は一時的な施設で、客水のあつた時、客水とは川上
水源地带に俄雨の様な予期しない降雨があつて流下する雨水を
呼んだのであるが、これもその降雨量によつて必ずしも砂堰が
流失して水が自然に川下になるとは限らない。

右の様な事から青地樋組は享保九年辰五月の「用水引分ヶ候

関之仕形ニより川下之井水無不足ニ茂無搦手前勝手宜様ニ而
己仕候而及争論候時双方不申合一方之自由任せ仕替候処候而出
訴候類有之候自今右舛之儀双方致相對候様ニと被為仰付隣樋之
難儀ニ相成候事者十二ヶ月之内申出候ハ、如元被仰付候」旨の
諸国一統への御触書を根拠に水論を起したものであつた。前記
した通り水利権の基礎を構成する要素の内慣行が最も重要な
規範となり、かゝる慣行の存在を主張する為の根拠となるべき
古文書の文面を重視するなれば、築留、青地面樋組間の争論に
於いては、築留組が上流に位置するといふ優越的な地位を加味
しても、寛延三年十月、同一種類の出入に関する一札に、「早
越之節井路掘関等仕度候者水下之樋懸リ之者申談和談之上願出
候ハ、吟味之上可被仰付事」⁽¹⁰⁾とあり又、「先達而右御帳面ニ無
之上者當時ニ而ハ双方共ニ関等仕間敷被仰渡奉長候」⁽¹¹⁾とあり
双方樋元連印にて一札を入れているのであつて、用水権主張の
為の条件はいづれにも均等にあつたわけである。唯兩樋組に於
ける必要水量をめぐつての相關々係、一方の条件をよくすると
他方を侵害する事になる様な問題をはらんでいた為に幕府もこ
の裁許に當つては各種毎の水盛りを詳細に調査させ、その結果
前記の裁許に至つたもので、この水盛り調査は、

(資料 六)

宝曆八寅年八月十一日水盛り帳立会之控書写⁽¹²⁾

青地築留堰論ニ付御檢使御役人中様並

築留組青地組庄屋共立会之上御改之写シ

水盛量三間底見当迄一尺五寸二分

南 堤

一 待井樋 南裏二丈三尺一寸三分 内一尺六寸三分水源

北川表水迄一丈六尺八寸五分 内八寸五分水源

但シ水盛量上端迄

南樋底板ノ水上端迄二尺四寸五分

同 所

一 南堤根 二尺九寸九分 内八寸五分水源

同 所

一 北堤樋前三尺八寸五分 内一尺六寸五分水源

同 所

一 北堤川表樋底ノ二丈五尺一寸二分

樋底ノ水上端迄八尺七寸八分

同 所

一 川裏樋底ノ二丈六尺九寸七分 内水二尺

近世灌溉水利に関する一・二の史料(津川)

同 所

一 両樋ノ北堤樋迄筋違川幅百三十四間

一 井手口樋川表樋底ノ二丈四尺八寸六分、内水七尺五寸五分

分

北堤根一丈二寸 内水源二尺七寸

同 所

一 川表同断 二丈五尺三寸 内水一尺六寸

同 所

一 南堤樋前 七尺四寸三分

同 所

一 北堤ノ南堤樋迄川中拾三十八間 内水尾幅三十八間

此所掘割 幅五間

同 所

一 南堤川表 一丈五尺四寸五分

同 所

一 川 裏 二丈一尺七寸七分 内水四寸七分

樋底ノ水ノ上端迄一尺四寸五分

但シ水ノ二寸計上ニ さふた有リ

道ノ量一尺二寸引之

近世灌溉水利に関する一・二の史料（津川）

一 青地樋川表樋底を二丈五尺八寸二分 内水源六尺六寸七

分 水流九寸

十二間附洲
附洲長四十二間

一 同 川裏 二丈六尺二寸 内水源五寸

樋尻を井路九間下りニ而二丈五尺九寸

樋底板を

一 菅番樋川表二丈六尺一寸 水流三寸

一 同 樋を向水尾幅四十間 引渡之水四尺二寸高二盛ル

一 青地樋を三番樋迄水上端を四尺二寸五分

同 所

但し堤ノ上端を五寸上ミノ水

一 川裏 二丈六尺八寸四分

樋底板を

樋底板を是を二間量見当迄一尺四寸五分

一 三番樋川表二丈九尺九寸五分 内水源六尺一寸 流水二

一 八尺樋川表一丈九寸五分

尺二寸

樋底を水面迄四尺 水流七寸五分

同

一 同 川裏 一丈五尺五分

一 同 川裏 三丈一分

樋底を水上迄三尺二寸五分

樋尻井路北へ四間二尺下り而二丈四尺二寸四分

水尾幅六十五間

一 同 水尾幅三十九間 内二十五間 源水尾 樋底板を

内向二十八間 源水尾前二間

一 二番樋川表二丈六尺四寸八分 水流二尺一寸八分

附洲三十五間

樋を向へ三間二丈四分 但附洲上

一 新白坂樋川表樋底板を一丈四尺五寸二分

一 同 川裏樋底板を二尺一寸七分

樋前底板を川床迄三尺二寸三分

樋尻井路北へ六間下り而二丈三尺五寸五分

一 同 川裏 一丈四尺一寸四分

一 同 水尾幅五十九間 内五間 前水屋 四十二間向水尾

水尾幅四十四間

内三十六間水尾 附洲八間

水尾水面より一丈一尺二寸

一 古白坂樋川表樋底より一丈七尺五寸七分

樋底板より水面迄三尺一寸六分

一 同 川裏 一丈九尺六寸八分

樋尻井路一丈五尺三寸 樋前水二尺三寸

水尾幅三十間 内八間源水尾

以上の様な周到な調査の上で裁許をなした事は樋組村々毎の対立關係を除去し、上下流の利害の不一致を出来る限り均等化せしめる為のものであつた。

用水施設工事をめぐる水論は上例の堰について異なる樋組間に行われたのみならず、同一樋組に於いても見られたもので、築留樋組内に於いても前記した通り、同前村地籍に於いて東井路、西井路の両井路筋に二分されていた為、こゝに設けられた分水樋の施設、伏替へ等にあたりその寸法、勾倍等をあげつらつての水論も行はれた。稍後年のものであるが安政七年の樋伏替定の例を見ると

(資料 七)

分水樋伏替定右之通⁽¹⁴⁾

近世灌漑水利に関する一・二の史料(津川)

形木こへ松積り

一 敷板 壹組 西方長サ三間、幅一丈七寸、板厚正ミ

三寸五分

一 同 壹組 東方長サ三間 幅六尺一寸五分、板厚

正ミ三寸五分

こへ松

一 敷舟張 三本 西方長サ二間一尺、幅五寸 厚サ三寸

五分

一 同 三本 東方長サ一丈 幅五寸 厚サ三寸五分

舟板楠

一 側板 四板 東西長サ三間二尺 幅四尺五寸 板厚

四寸

桧

一 控柱 十二本 東西長サ一丈 六寸角

桧

一 上舟張 三挺 西方長サ二間一尺 幅八寸 厚四寸

一 同 三挺 東方長サ一丈 幅八寸 厚サ四寸

舟板赤杉

一 前齒板 西方長サ九尺 幅三間 厚サ三寸五分

近世灌溉水利に関する一・二の史料（津川）

一同断 東方長サ九尺 幅二間半 厚サ三寸五

分

札如件

安政七庚申年二月

舟板杉

東井路筋樋元

一 羽金板

西方長サ二間 幅二尺 厚サ二寸

万願寺村庄屋

伝 助 勝 次 郎 助

一同断

東方長サ一丈 幅二尺 厚サ二寸

萱振村庄屋

勝 次 郎 助

こへ松

一 戸関板

二枚 西方長サ一丈一尺 幅二二尺 厚サ二寸

庄之内村庄屋

十 右衛門 八 左衛門

寸

諸用立会

一同 二枚 東方長サ六尺五寸 幅一尺 厚サ二寸

上若江村庄屋

八 左衛門

楠

一 水切 一本 長サ六尺、一尺二寸角

中田村庄屋代

要 助 良 助

又

右十五ヶ条書面通之寸法を以分水井関伏替之儀ハ東西共兼而

西井路筋樋元

一回承知之儀ニハ候得共井関敷板勾倍之儀者双方共體成証抱物

南法善寺村庄屋

善 兵 衛 彌 次 右 工 門

無之ニ付心取齟齬致候ニ付此度植松村權兵衛殿取唆を以一間ニ

市場村庄屋

四 良 兵 衛 源 太 郎

六分之勾倍三間ニ一尺八歩ニ而示談行届双方とも申分無之候得

寺内村庄年寄

吉 左 衛 門

共同後先前々之體成証認ニ可相成東西調印之書類出候節者右証

岩田村庄屋

治 兵 衛 三 右 衛 門

明ニ基キ伏替可致著自然書類出不申節者此度示談之邊三間ニ一

八尾村庄屋

甚 右 衛 門

寸八歩之勾倍ニ而向後永世伏替可致約定取極メ為後証為取替一

森河内村庄屋

惣 兵 衛

諸用立会

久宝寺村庄屋

友井村庄屋

西堤村庄屋

成法寺村庄屋

久宝寺村庄屋 五良兵衛 ㊦
 衣摺村庄屋 庄左衛門 ㊦
 小若江村庄屋 清右衛門 ㊦
 荒川村庄屋 直右衛門 ㊦
 川俣村年寄 甚右衛門 ㊦
 取 人
 植 松 村 権 兵 衛 ㊦

と見られる通り両井路筋樋元諸用立会年番の立会の上前樋と所謂一分の狂もない燃伏替之られたもので用水分配に細心の注意が払はれた事が推察出来るであろう。とかく用水争論は所謂「水かけ論」になり勝て相互に自己中心的に自村の立場を主張する為これが裁許或は掛合にあつては具体的な資料と公平な判断とが必要であつた事は言ふまでもない事である。

註 (1) 関西大学図書館蔵近世文書

(2) 京都、柏原仁兵衛氏所藏繪図に依る

(3) 右同氏所藏文書、関係文書を左記すれば

乍恐口上書を以御願申上候

- 一 大乗川並王水井路用水取之儀此度石川大和川之川邊被為仰付候ニ付右之川筋新川ニ隔リ太田村々川下平堅川迄村々用水之便リ無御座候御事
- 一 太田村領内字待井筋ニ二尺四方之用水樋並南側ニ二尺四方之吹貫樋奉願候御事

近世灌漑水利に関する一・二の史料(津川)

- 一、同村領内字榎木之本ニ二尺四方之用水樋並南側ニ二尺四方之吹貫樋奉願候御事
- 右二ヶ所之樋被為仰付湯水之節ハ落堀ヲ用水取申様ニ奉願候則大乗川筋並王水井路筋繪図ニ記奉差上ヶ候用水樋被仰付下候ハ、難有可奉存候 以上
- 宝永元年甲五月

組合七ヶ村

庄屋 年寄 連印

- (4) 古島、永原氏著、商品生産と寄生地制 四〇頁
- (5) 京都市 柏原仁兵衛氏所藏文書
- (6) 築留普通水利組合所藏文書
- (7) 渡辺洋三氏著 農業水利権の研究 七二頁
- (8) 京都、柏原氏所藏文書
- (9) 喜多村俊夫氏著 日本灌漑水利慣行の史的研究総論篇、参照され度
- (10) 喜多村俊夫氏著 日本灌漑水利慣行の史的研究総論篇、参照され度
- (11) 喜多村俊夫氏著 日本灌漑水利慣行の史的研究総論篇、参照され度
- (12) 喜多村俊夫氏著 日本灌漑水利慣行の史的研究総論篇、参照され度
- (13) 喜多村俊夫氏著 日本灌漑水利慣行の史的研究総論篇、参照され度
- (14) 河内登美丘町 畑中友治氏所藏文書、整理番号三

二 管理組織及組合格規

新川筋の各樋組は数ヶ村乃至大きなものは数十ヶ村からなる樋組であつて、これらの樋組を構成する村々には、天領私領等領主を異にする村落が隣接分置され、或は一村内に於てさへ太田村の例に見られる様に領主支配を異にする田地が交錯してお

近世灌溉水利に関する一・二の史料（津川）

一一八

り、政治的背景も複雑であつた為に各領主の見解及処置の一致を期する事は望みがたく、故に近世封建領主の統制干与をまづまでもなく、用水管理組織を強化し、その機能を完遂する為には、先づ各樋組の自治組織を確立する事が先決問題であつたと思はれる。

即ち用水不足をきたし勝な地域の村々立会の樋組が殆んどであつた大和川右岸筋の用水管理にあつたのは、用水を得るか否かによつて農業生産が左右され、農民自身の死活問題につらなつていた為に各小区域の結束が強く、各村々に夫相応の要求に応じた利益をもたらす為には強力な自治体制からなる管理機構の結成が要請されたのはいふまでもないことである。

而してこれに関する資料が未だ蒐集しえてない為に既に入手しえた資料の内より二三を紹介するに止める。

築留樋組の場合は諸用水訴訟文書に「築留分水相手取り」と書かれている様に築留三隻の樋と同井路筋弓削村に伏せられた分水樋とはこれが管理の役付が別にされていた様で、今その役付が判明している分水樋関係のものについて見れば、前掲の資料六に記されている通り分水樋々元として東井路筋、西井路筋夫々より二人づゝ、同じく諸用立会として二人づゝ、年番とし

て東井路筋五人、西井路筋六人の役付が見られる。これらの役附の差配の下に樋守或は人足が置かれていたものの様で、分水樋元及諸用立会、年番に当る者の役務は分水樋及両井路一切を管理する事、必要に応じて用水施設を修理保全し、その為の人足を差配し、費用の徴収、支払を行ふもので常例としては、井路浚及藻刈等の計画、進行監督、用水引取時の分水立会、その他諸施設、修理普請の立会、入用勘定、他所よりの掛合に對する応答等幾多の繁雜事があつた。

当時の行政的代表者は庄屋年寄であつて、右の役附についても各村の庄屋がこの任に當る事が原則とされていた。役附年限も一定でなく撰出方法も不明であるが、東井路筋より撰出された役附の例を宝永元年より寛保三年に至る間のものについて見れば、

(資料 七)

東井路樋元役附⁽¹⁾

從宝永元申年至享保十巳年迄

一、二十二年

下若江村

從享保十一年至同十四酉年迄

一、四年

刑部村

從享保十五戌年至元文四未年迄

一、十年

西郡村

從元文五申年至寛保三亥年迄

一、四年

萱振村

とあり、水下村より撰出されている点一応合理的であつたと
思はれる。又彼等の用水時に於ける勤務心得等については、稍
々後年のものになるが左に之を記す、

(資料 八)

定⁽²⁾

一 樋元年番諸用立会諸参会年番日割並臨時出勤者正四ツ時迄
ニ刻限無遅滞出席可致候尤日割出勤之儀者東西ニ而菅人宛之
定メニ付自然無挾差支之節者翌日割之方江相頼代り合候歟無
悔怠相勤可申事

一 築留分水諸人足朝六ツ時静揃江人別ニ提札壹枚宛相渡シ五
ツ時場所江掛り暮六ツ時限為引取尤其節詰合年番々名前相改
名前帳へ相記印形いたし置可申事

附り危急之節者格別其余人足遣り方多少とも詰合々差図を請
万事会所並ニ人足頭之者自儘取計致間敷候様相心得諸用使
ニ至る迄用向之次第記帳致シ可申勿論無益之人足遣り方無

近世灌溉水利に関する一・二の史料(津川)

之様可心得事

一 築留分水立会筋者諸買物諸人足万事樋元年番諸用立会差図
を受候事ニ候得共七月十二月勘定之節小入用数口調へ方行届
兼自然而疑惑之筋も出来候ニ付以来者月々晦日限り東西とも
年番之内両三人宛立会諸入用万端入用之筋取調として出勤い
たし明細ニ相改月々入用メ高ニ改印形いたし其帳面之儘両度
勘定ニ組入割付可致事

一 客水之節水引人足之儀者詰合之差図を受可申万一詰合無之
節年追年番江相断人数改受可申事

右之通急度相守猶敷外嘉永元申年相定メ候取締定式録ニ在之候
通出勤之節折々披見いたし万事取計可致候 以上

安政四巳年七月

右之通今般御取締ケ条之趣一々承知仕候上者無違急度相守可申
候処如件

築留 何某[㊦]
分 水 何某[㊦]
御樋元年番立会衆中

人足頭 何某[㊦]

扱、以上に於いて見られる通り疑惑の点の残らない様心得、
細心の取締り定がなされているがこれら役附人の給与、或は立

近世灌溉水利に關する一・二の史料（津川）

会村々の諸用意、負担等については資料が得られていない。唯築留樋組ではなく東浦用水樋組についてのこれに關係ある資料を次に掲げて置くと、

（資料 九）

安永二癸巳年

沼村領東浦為取替⁽³⁾一札

一 沼村領東浦用水樋入用の儀享保五子年組合証文有之元文五

申年以來沼村江万端引請帳面茂龍在候處此度及出入大坂御番所ニ而御吟味ニ相成候處追々御日延願上用聞取扱ヲ以雙方出入和談内濟仕候趣左之通

一 井路年貢 米四斗二升七合

太田村西

同二斗八升六合

太田村東

同八斗六升五合七夕

小山村

同一斗八升七合

沼村

一 樋守給三十九匁と相極事

一 用水入用之節者其時々組合江水下シ可申候尤常水客水共隨

分下シ可申候若水下らす候ハ、早速懸ケ付見□□可申候若水下之方に不得其意事有之候ハ、沼村江及對談吟味可致事

一 樋前後並井路筋損所有之候ハ、太田村東西並小山村江相知

次第及見候上ニ而土俵杭人足可差遣候元火急之儀ハ難相知候ニ付人足三四人迄ハ沼村ハ差出損所繕ヒ居候内ニ組合江為相知可申候其節早速場所及見可申候若見分及延引候而者不相分候間翌日ニ而も早々見および對談いたし賃銀勘定ニ入可申候其余人足入用之節ハ組ハ江相志らせ割合人足可差出候其外抗土俵ちよれん等に至迄立会人足之もの銘々持參可致事

一 樋入用之儀ハ何事ニよらづ組合江為相知可申候其上三ヶ村立会及熟談候分者割掛可申候為知無之入用ハ割合相送り申間敷候事

一 昼夜之内ニ俄之客水に而志らす間無之後ハ沼村取斗置候内

ニ組合江為相知可申候若組合江不行届客水ニ候ハ、立會對

談之上沼村限りニ可致事

一 ちよれん五丁拵置可申事

一 十二月勘定組合立会可致事

一 沼村より時々志らせ人足賃錢

但而太田村小山村江遣人足賃錢一度ニ一匁宛尤高割也
一 其余臨時之義者及對談候事

一 但差掛り候儀ハ沼村ハ取斗置追而可申達事

右ヶ条之通出入相落候ニ付大坂御番所江御断申上御聞届被成上
候上ハ以来双方申分無之様相守可申候為取替一札仍如件

安永二己年十二月

沼村庄屋年寄 何 某[㊦]

太田村東庄屋年寄 某 某[㊦]

太田村西庄屋年寄 某 某[㊦]

小山村庄屋年寄殿

扱、用水組合規約は事用水に関する限り、自治体の連合、合
議によつて事を円満に解決せんとし、その為により合理的に管
理を行ふべく、川下村に管理者役附をふりあてるといふ方法も
とられたが、常例的な事にはかゝる管理上の意図は達せられた

が緊急事には樋元村の取斗らひによつてなされる点もあり、こ
の様な時の諸人用は樋元村の立替負担をまつ場合も多々生じ
た。その事は漸次樋元村の樋組間に於ける立場を有利に導き、
用水に関する発言力を強化し、用水分配においても優位的な位
置を占めるに至らしめ、或場合には最も軽い用水費負担をもつ
て最も多い引水量を獲得する様な事態をさへ生ずるに至つた。

亦用水管理に当る人々が農村行政の担当者であり、用水管理
には多年の経験と熟練による余地を止めていた故に、世襲的に

近世灌漑水利に関する一・二の史料（津川）

その任が担当されるに至つて一部代表者の意志のまゝに運営さ
れ、これらの管理担当者は用水管理機構を通じて、用水管理
担当者——庄屋、年寄——地主の関係より農村支配力を増大し
て行つたといへるのであろう。

註 (1)(2) 河内登美丘町 畑中友治氏所藏文書

(3) 藤井寺町 小泉梯二氏所藏文書

(三) 用水分配

用水分配の方法として、古くは中世、或はそれ以前より始め
られ、最も一般的に各地方で行はれ、同一の或は異なる井
組、樋組の間の分水にあつて一応合理的と考へられた方法、
手段に番水の制度が見られる。

河内国大和川右岸の諸樋組に於いてもその例に洩れずこの制
度が採用されていたが、この方法が如何なる契機によつて始め
られ、或は古くから行はれていた同様の制度が更新されたもの
か、それも下流村々の勢力が強力であつた為か、或は上流村々
の恩恵的な融通によつたものか、各樋組の樋井路入用の諸費用
を分散させ負担の軽減を計る為にか、又は封建領主の統制干与
によつてはじめてられたものか、村落自治体内部に於いて共同の
利益を受ける為に契約によつてはじまつたものか、その何れで

近世灌溉水利に関する一・二の史料(津川)

あつたかについて明確にはする事が出来ない。しかし番水制の行はれる時は少くとも用水不足で夫々の田地に必要な水量を引水する事があやぶまれる時であつて、不安定な用水源に懸つてゐる同一の利害關係に立つ村落相互間の看過しえない問題の爲、夫々に交渉、談合、訴訟等の手段を経て出現したものであろう。

大和川右岸地方で行はれてゐた番水制による用水分配の例も他地方において行はれてゐた慣行とそうかけはなれて特異なものではなかつたが、一、二の例を掲げて用水分配方法の変遷のあとを見て行こう。

先づ太田村外五ヶ村立会用水樋組、太田組の場合について安永年間以降の例を見る。

太田組即ち待井樋、榎木本樋より大和川の用水を取入れ、灌溉用水を得てゐた立会の村々は宝暦年間には七ヶ村であつたが享保以降六ヶ村となつてゐる。はじめにこの立会の村々の村落規模を簡単に見ておくと

村名	旧	旧石高	明治八年 改正有祖 地反別	町村制実 施當時の 反別	明治九年 一月一日 現在人口
	新	(石)	(反)	(反)	(人)
大正村	太田	一、六八八	一、四三	一、四八八	一、〇四五
	北木本	三六	三九	三四三	一七
	南木本	七五	八三	五三	

長吉村	六反	八三三	六七	七元	三六
	東出戸	六三	七元	八七四	三六
西出戸	二五七				

備考 井上正雄氏大阪府全志卷之四により作成す。
旧石高は一石未満、反別は一反未満切捨

右の様な状態の村々であつたが、太田組では番水制の事を「廻し水」の名で呼んでゐた。安永七年以降の廻し水について、「太田組用水廻り方刻付帳」によつて用水分配の状態を明らかにすれば

安永七戊年壬七月四日

榎木本堀割 樋守年番 文右衛門

- 一 壬七月五日八ツ時々明ル四ツ時迄 出戸村
 - 一 同 六日九ツ時々夜九ツ時迄 西木本村
 - 一 同 夜八ツ時々七日夜四ツ時迄 南木本村
 - 一 同 七日夜九ツ時々八日九ツ時迄 六反村
 - 一 同 八日八ツ時々十一日暮六ツ時迄 太田村
- 東表へ廻し水
- 安永八亥年
- 榎木本堀割 樋守年番 万 助
- 一 六月二日三日四日ニ至堀立出来

一 五日暮六ツ時を六日朝六ツ時迄

西木本村

天明元五年

一 六日朝六ツ時を暮六ツ時迄

六反村

榎木本堀割 樋守当番 万助

一 六日暮六ツ時を七日朝六ツ時迄

両出戸村

一 六月二日と三日に至堀割出来

一 七日朝六ツ時を七日暮六ツ時迄

南木本村

一 四日五日六日七日八日昼九ツ時迄

両太田村

是を太田村東表へ廻し過候処其夜四ツ時を雨降

一 六月十七日と十九日夜半迄

太田村

一 八日昼九ツ時を九日夜半迄

南木本村

一 同 十九日夜半を暮六ツ時迄

南木本村

一 九日夜半を十日朝四ツ時迄

西木本村

一 廿日暮六ツ時を廿一日朝五ツ時迄

西木本村

一 十日朝四ツ時を十一日朝五ツ時迄

六反村

一 廿一日朝五ツ時を夜半迄

六反村

一 十一日朝五ツ時を同夜半迄

南太田村

廿一日朝青地へ客水来候ニ付右刻割返がへニ参候ニ付其

水太田村へ引取

一 廿一日夜半を廿二日朝五ツ時迄

両出戸村

一 十二日夜四ツ時を十三日昼四ツ時迄

六反村

安永九子年

天明四辰年

榎木本堀割 樋守年番 文右衛門

榎木本堀割 樋守年番 庄八

一 六月十九日暮六ツ時を廿日五ツ時迄

西木本村

一 六月朔日夜四ツ時前を二日七ツ時過夕方迄

一 同 廿日五ツ時を夜四ツ時迄

南木本村

一 七月二日暮を三日四ツ時迄

南木本村

一 同 廿日夜四ツ時を廿一日九ツ時迄

両出戸村

一 七月三日四ツ時一刻間時

西木本村

一 同 廿一日九ツ時を夜八ツ時迄

六反村

一 七月三日九ツ時を同日夜八ツ時迄

六反村

一 右之次 太田村へ引候

近世灌溉水利に関する一・二の史料(津川)

一 此間 太田村

一 七月三日八ツ時を同日九ツ時中刻迄

五刻半 東西出戸村

寛政四子年

榎木本堀割 樋守年番 勘兵衛

一 六月五日暮六ツ上刻を

六日七日明六ツ上刻迄

一 七日明六ツ時を暮六ツ下刻 太田村

一 七日夜五ツ上刻を八日明六ツ下刻迄 南木本村

一 八日朝五ツ上刻を昼七ツ下刻迄 西木本村

一 八日暮六ツ上刻を九日朝五ツ時迄 六反村

一 九日十日十一日 両出戸村

西南表

一 十一日暮六ツ時を十四日八ツ時上刻迄 太田村

東表用心水込

一 十四日暮六ツ上迄 西表

一 十四日暮六ツ時を同昼夜下村へ割合 南木本村始

一 七月四日昼九ツ時を

八日昼九ツ時迄 四昼夜 下 村

村々割方の儀へ下村同土可致申合而被引取候様申候

右之儀東田畑へ水廻し候様被是いたし候内八日夕方より雨降廻

し水企相止

寛政六寅年

榎木本堀割 樋守手番 勘兵衛

一 五月廿二日暮六ツ時より

廿三日廿五日明六ツ時迄 太田村

一 廿五日明六ツ時を廿八日明六ツ時迄 下 村

二 廿八日明六ツ時を晦日迄 太田村

六月朔日二日堀割請水三日客水下り

一 六月十一日明六ツ時より十三日五ツ時迄 太田村

一 六月十三日五ツ時を十六日迄 下 村

寛政八卯年

榎木本堀割 樋守年番 文 助

一 五月十三日暮六ツ時を十六日昼八ツ時迄 下 村

十六日昼八ツ時を客水下り太田村へ引取

一 七月九日明六ツ時を十一日明六ツ時迄 太田村

一 十一日明六ツ時を十四日六ツ時迄 下 村

寛政八辰年

榎本堀割 樋守年番 勤兵衛

- 一 六月廿三日と廿四日暮六ツ時迄 太田村
 - 一 廿四日暮六ツ時と廿六日夜四ツ時迄 下 村
 - 一 廿六日夜四ツ時と七月二日明六ツ時迄 太田村
 - 一 二日明六ツ時と六日暮六ツ時迄 下 村
 - 一 六日暮六ツ時と十日朝五ツ時迄 太田村
 - 一 七月十日朝五ツ時と十三日朝五ツ時迄 下 村
- 十四日無水其後ハ客水水上村より入下し先規之通

覚

右兩樋とも寛政八辰年七月頃より樋元相手下組合と及出入候処二清カ当村性仁兵衛とも致死失候故預役次兵衛未役馴西方九兵衛達も若輩故古キ謂を不存下組合村と者先規と堀わり水者高刻わりにて取来り候旨申上候当村と者先規仕来樋元と分量ニ而差下し候旨申上ひニ争論いたし候所下村々ニも先規と水高刻割ニ而引取申候証換も無之然ルニ当村事御尋ニ付水分量ニ而是迄差下し置候証換此帳面先仁兵衛芳孝之手跡にて認置候儀ニ付其段大坂東御番所地方御役所ニ而當時仁兵衛と申立候処御奉行所へ御窺之上当樋元申立之通水分量ニテ差下し来り候段急度相違有間敷由被仰渡候事然ル処當時待井表堀わり川中高瀬故ヲ申立性

近世灌溉水利に関する一・二の史料（津川）

作仁兵衛死失後者一向堀わりニ取不過故右引合申今度双方和熟之上待井表も向ひ地迄堀わりいたし候 約讓右水分量仕来用捨いたし兩樋水高刻割ニいたし候筈ニ而此論和談申待井表堀わり少しニ而も滞り候ハ、先規仕来り通り樋元勝手次第之筈後々為念如斯印し置尤其後水刻割組合覚帳別紙帳ニいたし置申候事

右に安永七、八、九年、天明元、四年、寛政四、六、七、八年の十年十回の廻し水刻付の例が見られる。こゝに記録されていない年月は恐らく用水は充分にあつて廻し水の必要が無かつたものと思はれる。

扱、右十回の例を通覧して先ず感ぜられる事は廻し水開始の年月日の相違、廻し水順序の不規則な事、及引水刻数のまちまちである事等であるが、廻し水開始の月日が水田農耕のどの時期に当るかを考へるなれば安永八年、天明元年及四年、寛政四年、六年は田植期であつたであらう事が推察出来る。しかし他の場合も旧暦五月中（年によつて多少の相違はあるが）夏至前後より六月にかけては田水之月と言はれる様に水田耕作上、田に水をたゝへる事は不可欠の必要事であり、それでありながらこの頃は暑氣はげしく水がかれ易い時期でもある。それ故に用水が田植の為の引水であつたか、田植終了後の用水であつたか

近世灌漑水利に関する一・二の史料(津川)

一一六

によつてさして用水の必要性にかけはなれた相違はないが、「毛つけ」水の確保は緊急事であつたと思はれる。亦廻し水実施期間にも相違があつて短期間の年の例では安永七年の七月五日から十一日迄の七日間、延刻数、六十四刻、長期間の例では宝政四年六月五日より七月八日迄の三十四日間、延刻数約一七〇刻でこの相違もその年の河川の水量の状態、ひいては降雨量と降雨状態による相違であつて、その事は寛政四年の場合のあと書に「右之儀東田畑へ水廻し候様彼是いたし候内八日夕方より雨降廻り水企相止」むと書かれていた点より廻し水中止が降り雨によつてなされている事から推察する事が出来るであらう。

又廻し水順位については如何なる方法で決定したのか、水上樋元村である太田村より絵図第一表によつて見られる通り南木本村、木本村、六反村、東出戸村、西出戸村への水下村へ順次廻水する方法でもなく、反対に「逆水」と呼ばれる水下村より水上村へとの方法であつたとも言ひ切れないが、寛政年間に至ると前代の用水引取の順位も漸次、その状態を変更し、寛政八年の場合では、樋元太田村の政治的勢力によるものか、将又経済的実力によつたものか、太田村一ヶ村の引水刻数と下五ヶ村の刻数とは百三十四刻と百十八刻となり一ヶ村の刻数が五ヶ

村のそれを上廻っている様な状態が出現している。勿論、降雨、河水水量がどの程度であつたかと判明しない為、この一事をもつてたゞちに水上樋元村の勢力伸張を主張する事は出来ないが、引水分量が「覚」書にある通り樋元太田村の主張である「樋元を分量ニ而差下し」の方法か、或は下村々の主張が入られ「右水分量任用捨いたし両樋水高刻割」方法の何れが取られても刻数が多ければそれだけ比例して用水分量も多いわけであるから点からも樋元村の利益増大を結論する事が出来るであらう。

以上太田組の用水分配における番水制について時代の推移によつて、用水分配の内容即ち水上村と水下村との利益が相違して来た事を見てきたが、今一つ大和川附替によつて生じた用水不足緩和の苦肉の策ともいふべき特異な水利の一例を掲げておこう。

それは大和川筋若林村、川辺村外六ヶ村立会の三ヶ所の樋門の年々の用水不足打解策として正徳二年に別表第一表の×印の個所に、大和川南岸より北岸へ寛を掛け、南岸側の落堀より用水を得んとした事例で、「上村悪水下村ニ而用水ニ引取」る事は用水不足の地方に於いては常識的な事で一般に行はれたもの

であるが、百間の川幅を横断して落堀の水を用水に引取ろうとし、實際行つた事は用水不足の程度を物語つてゐる。

先づ掛算普請の願書の一条を見ると、

(資料 十)

差上ケ申一札之事⁽²⁾

一 新大和川筋八ヶ村立会樋三ヶ所之用水川床年々堀レ申二付樋口へ乗不申候故濁水之節ハ若林村領と川辺村之間ニ而川向南堤外之落堀之水を樋口より川中土俵砂闕ヲ仕北堤之際井溝江水ヲ移シ樋口水ヲ吞込セ田畑艱申候処川上雨降少ニ而も水出候得者仮闕切流候ニ付大川之水樋口乗候迄ハ用水得取不申田畑日損ニ逢申困窮仕候依之右土俵闕之代ニかけはつしのとひヲ仕落堀之水ヲ懸越取申度旨奉願候処此度御見分被仰候上川筋濁水之内田畑艱候儀故願之通被聞召上被仰付被下難有奉存候

とありその普請にかゝつてゐる。「かけとひ仕様之覚」によれば算の規模、管理方法は、

- 一 長五十二間内法二尺四方組砂蓋なし、
- かけはづし手軽のため二間宛二十六継にする事
- 二 昼夜水番を付けて置き大川へ水の出た時は早速取のぞき而

近世灌漑水利に関する一・二の史料(津川)

堤へ引上げる事

三 夜中の俄水を用心する為、かけとひに夫々あひばんを打、綱を付け、留杭を両先に丈夫に立て置き、珠数つなぎに岸へ寄るのを流さない様にする事

四 其内一継々々流れても大和橋迄の間隔が二里あるからそれまでの間に引上げ、橋までは決して流さない事

五 かけとひ長さ五十二間の内水尾筋の深い場所にあたる十間ばかりの分は一尺四寸の足をこしらへ、その外は砂之上にのせておく、その為水行には一向差支なく、尤用水の時だけかけ、常には取除いておく事

一 用水を揚げてゐる時でも万一水が出て船が登る時は早速に取のける事

といふ約束で普請を行つたが、その費用は、

(資料 十一)

算始テ出来入用⁽³⁾

- 一 銀四貫七百六十匁余 但村高石七分六厘九毛
- 是ハ正徳辰年算造リ申入用銀
- 一 銀七貫四百目余 但請高ニ巻取者分九厘五毛
- 村高二四分一厘七毛

近世灌漑水利に関する一・二の史料（津川）

一 二八

是ハ正徳五未年寛破損寛入置候小屋建申候入用銀

の費用を要したがその費用は各立会八ヶ村の村高、水請高によつて分担された。

しからば村高、請高はどの様であつたか、

「寛立合用水時刻高之覚」⁽⁴⁾によれば

一 村高五百五十石五斗五合	川 辺 村
時割高四百七十石	
一 村高千三百三十一石五斗三合	長 原 村
時割高千三百三十一石	
一 村高六百六十一石四斗五升三合	東 出 戸 村
時割高四百三十一石七斗一升	
一 村高二百五十七石八斗四合	西 出 戸 村
時割高百六十八石二斗七升	
一 村高七百五十七石五升二合	竹 淵 村
時割高四百五十石	
一 村高三百七石三斗八升	東 喜 連 村
時割高三百石	
一 村高六百七十六石二斗五升	中 喜 連 村
時割高三百石	

一 村高千七百六石三斗九升四合

時割高六百石

東 爪 破 村

一 村高三百八十八石二斗五升五合

時割高二百五十石

若 北 村

惣高ノ六千六百三十六石一斗五升

時割高四千三百一石

であつて、これは恐らく享保六年現在のものと思はれるが、水請高が少なくなつてゐるのは畑地とこの樋組のみならず他の樋組にも参加し用水を受けていた為で、村高と請高を明確に區別してゐるのは「寛始メテ出来入用」の例で判明する通り費用の内容によつて割付の基準となるものが違つてゐる。

この事は村高によつて割付けの事は負担力を大きくするが利用途からいふなれば不合理な事であり、請高のみによる事は、他の用水施設を利用する場合と異なり相当多額の出費であつた為に出来る限り費用負担を分散させる為に二元計算制を採用したもので、「諸事入用銀之割方ニ付度々相滞候」と書かれてゐる所を見ても屢々紛争を生じたらしい。

享保六年の文書⁽⁵⁾によれば

(資料 十二)

一 八ヶ村立合樋宝永元申年新川出来之砌ハ用水掛リ自由ニ而水上村々々入下シ村々幾日ニ而も入仕廻迄水引申候依夫入用銀惣高掛リニ相勤申候其後川床段々堀レ用水兼兼申ニ付立合樋伏下ケ川中ニ水尾堀仕其節々村々ニ用水時割リ究水法高百石二三時つゝと相究申候依之右之樋伏セ下ケ人足水尾堀入用等右法高を以相勤申覚悟ニ奉存候処其節樋仲ケ間暖ニテ法高二五歩村高二五歩ニ而相勤申候内ニ猶又新川大分堀レ川関成不申候ニ付大川ニ寛を仕落堀之水を掛越し取申候此節々大分入用多罷成候ニ付諒法高懸リニ不仕候而ハ得勤不申候段奉存申候へハ八ヶ村仲間々被申立候ハ此度寛目論見出し川辺村義此度知附ニ而結構成事出来仕候ニ繕之物入之儀ニ付仲ケ間不和ニ罷成候儀残念ニ存候間此度ハ法高二六分半、村高二三分半入用掛ケ埒明申様ニと挨拶之様可手斗之儀と奉存候処其後右之割方ニ被致不得心ニ存候処当度仲ケ間諸事相改リ証文相究申候ニ付右入用割之義法高割符ニ被致候様ニと申候得共法高多キ村々何角と我儘申候而下ニ而相濟不申向後諸入用取水時割ニ割符被致候様奉願上候村々時割村高別紙ニ差上ケ申候事（以下略）（傍点筆者註）
享保六年丑二月

右の様に当初は村高、水法高五分五分で計算していたが、そ

近世灌漑水利に関する一・二の史料（津川）

の後出入りがあり村高三分半、水法高六分半にて割付けようとしたが尚一致を見ず結局時割高による事を願出ている。この費用の負担率及負担額と水請高とは当然関連性があつたであろうが、かゝる事を念頭において寛時刻割を見ると、

午年寛時刻

六月八日未刻々同九日卯刻迄 (八刻) 若林村

九日卯刻々十日酉刻迄 (十八刻) 川辺村

十日酉刻々十四日丑刻迄 (五十二刻) 長原村

十四日丑時々十七日丑刻迄 (三十六刻) 東爪破村両出戸村

十七日丑刻々廿日丑刻迄 (三十六刻) 竹淵村両喜運村

寛時刻覚

西五月三日々寛から五日迄若林村

一 五月五日卯刻々六日酉刻迄 (十八刻) 川辺村

近世灌漑水利に関する一・二の史料（津川）

一三〇

- 一 六日酉刻より十日丑刻迄
（五十二刻）
長原村
- 一 十日丑刻より十三日丑刻迄
（三十六刻）
東爪破村両出戸村
- 一 十三日丑刻より十六日丑刻迄
（三十六刻）
竹淵村両喜連村

右二年間の各村々の刻割は殆ど同様の時刻数で、この刻割よりみれば、村高ではなくして刻割高によつて割出された様である。

右にあげた寛時刻割の例はその年代において正徳年代のものか或はそれ以後享保年代以降のものか、「えと」のみの記入で明らかにする事は出来ないが恐らく享保六年のものと同一つぶりになつていた点でこの当時のものと思はれるが、これによつて他の事情を考慮に入れ判明する事は、樋元村、水下諸村の用水利用量は、寛を通じての水利に限つては、樋元村であり水下村である故に時割高以上に増大し或は減少し、或は又樋元村の政治的社会的支配力の増強化によつて水下村が支配され圧迫されるといふ事はなく、これと反対に水下村の勢力の増強によつて逆の現象が生ずるといふ事もなかつた。これは要するに寛の

利用といふ特殊の事例であつてその施設が普通一般に川筋諸村落で行はれた河川の水を樋門より取入れ、用水井路によつて灌漑する場合の様に恒久的且固定的なものではなく、移動的であり臨機応変の施設であつた為でもあろうか。

あくまでも灌漑用水の分配引水が費用負担と密接な関連をもち、費用負担の基準を用水の灌漑面積即ち時割高に過半をおいた限り、各村夫々の時割高に比例して当該比率に等しい用水量を受けの権利があつた。

その為に用水分配の各村々注水順位についても大田組の場合に見られる様な立会村々における用水灌漑の機会及利益をより均等化し、より合理的にする為に実施された水下村より注水をはじめ所謂「逆水」的配分順位の必要はなく、用水取入口に近い村より用水井路筋の地理的な順位に従つて注水分配が行なわれたものの様である。

この様な用水管理において実際水上水下の村落間で利害相反する為に生じた紛争については、費用負担の基準を村高にか、又時割高に水高になすべきかの点で多少の紛争は生じたが、用水分配順序、或は分配量に関する事項で紛争を起した記録は現在まで私の見た範囲では見あたらない。

尚この算を利用して対岸南堤の落堀の悪水を用永にもらひうるに對して何等から形で反對給付がなされたか否か、或はこの施設が何時頃まで継続実施されたものか等の点については不明である。

以上用水分配について一、二の史料を紹介し若干の蛇足をつけ加へたが、用水分配については、同一極組数ヶ村の場合についてではなく、その内一ヶ村、一用水区域においては村落構造或は錯圃状態が具体的にはどの様であつたかの問題、亦それを基盤として村役人、地主層の用水を通じての村落支配の様相を明らかにし、水利慣行の封建性を説明する問題等々の諸問題が残されている。(未完)

註 (1) 京都市、柏原仁兵衛氏所藏文書

(2) (3) (4) (5) (6) 関西大学図書館藏 東瓜破文書

四 あ と が き

以上に於いて河内国大和川右岸の諸村に残されている水利慣行史料について、地域的にも年代的にも前後の連絡もなく、断片的に二、三の史料を拾つて紹介したが、周知の様に河内一円は寡雨地域であり、水源は浅く、加ふるに大和川附替によつて

近世灌溉水利に関する一・二の史料(津川)

極度の新田開發がなし遂げられ、従つて用水量以上の灌溉地域をもち、しかも支配の入組んだ零細な單位に分けられた水田に用水灌溉をなす故に、歴史的にも技術的にも錯綜した水利慣行が残されている。同じ用水問題にしても北と南においてその内容を異にし、上述の大和川筋は用水確保を、北部寝屋川筋では悪水排除を問題として夫々に努力し、関心がはられていた。

この様な河内国の水利慣行についてその形成發展過程を明らかにする為には、大和川筋のみについても尚多くの問題が残されている。例へば灌溉用水と他水利との關係、用水分配と階級構成或は村落構造と用水支配權の關係等について具体的な史料について研究を進めなければならない。本稿における私見は、種々の点で独断、誤謬をおかしている事と思はれるが、ここに学界の諸先輩方の御批判、御教示を御願申上げる次第である。